

新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス等事業所の対応について

在宅でのサービス利用の要件の見直し

在宅でのサービス利用については、今後の新しい生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとします。

〔在宅でのサービス利用要件〕

現 行

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報の作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

見直し後

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

- ア～エ 現行と同じ
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ 現行と同じ

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

各事業所において、在宅利用を行う際には、和歌山市がこれまで発出した事務連絡通知をしっかりと参照のうえ、内容に沿った適切な支援を実施してください。

◎在宅利用を開始する際には、和歌山市に届出書の提出が必要です。

在宅利用終了する際には、和歌山市に報告書の提出が必要です（在宅利用継続中は、毎月の報告書の提出は不要です）

※ 各サービスごとの届出書、報告書の様式は和歌山市障害者支援課のホームページに掲載しています
【ページ番号：1027720】

：和歌山市がこれまで発出した通知一覧：

※和歌山市障害者支援課のホームページに掲載 [ページ番号：1027720]

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅でのサービス利用の取扱い等について」（和福障第89号、令和2年4月9日付）
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う居宅等における取扱いについて」（和福障第124号、令和2年4月10日付）
- ・「居宅等における支援を行う場合の加算等の臨時的取扱いについて」（和福障第170号、令和2年4月15日付）
- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等に関する取扱いについて」（和福障第190号、令和2年4月16日付）
- ・「新型コロナウイルス感染症防止に伴う地域生活支援事業の対応について」（和福障第193号、令和2年4月16日付）
- ・「訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について」（和福障第324号、令和2年4月21日付）
- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等に関する取扱いについて（追加）」（和福障第464号、令和2年4月28日付）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所における対応Q&A（和歌山市版）について」（和福障第545号、令和2年5月11日付）
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅でのサービス利用の取扱いについて」（和福障第991号、令和2年6月18日付）
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う障害児通所支援事業所の対応について」（和福障第992号、令和2年6月18日付）

～通所による支援が前提です～

新しい生活様式の定着を見据え、在宅でのサービス利用については令和3年度以降も常時取り扱うこととなりますが、在宅での支援はあくまで選択肢のひとつであり、障害者通所事業所における在宅利用を『一般企業における在宅勤務やテレワーク』と同じように考えることはできません。

障害者通所事業所には、障害をもつ利用者が自宅以外の場所に決まった時間に通い、他者とのコミュニケーションを図りながら、人間関係の構築方法を身に付けていくための「通いの場」という役割も担っています。

「通所するよりも家にいるほうが楽」といった感覚から、現状維持にとどまってしまう、一般就労に向けた支援が困難になってしまったり、利用者の生活リズムの乱れや家族の精神的負担の増大が生じることも考えられます。

また在宅で支援できる作業には限りがあり、生産活動の減少により工賃支払に悪影響を及ぼす可能性もあります。

そういった視点から、「国が在宅利用を認めているから」といった安易な考えに流されてしまわないように、利用者に対して本当に必要かつ効果的な支援についてしっかりと検討していただくようお願いいたします。

そのため、各事業所において十分な感染防止対策を前提として、「新しい生活様式」の実践を踏まえながら、従来通りの通所による支援を前提にサービス提供をしていただきたいと考えております。



※ なお、新型コロナウイルスに関わらない、個人の障害特性に基づいた在宅利用の適用については、和歌山市による支給決定が必要となります。

身体障害、知的障害の場合は障害者支援課、精神障害の場合は保健対策課がそれぞれ支給決定権者になります。

新型コロナウイルスに関連した在宅利用とは要件が異なる部分もありますので、利用希望する場合には、各支給決定権者に直接お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に対応した就労系福祉サービスにおける支援事例

厚生労働省ホームページ上にて、通所を自粛している在宅利用者に対する支援や利用者の体調管理に関する支援など、新型コロナウイルス感染症に対応した支援事例を集約しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000638845.pdf>

人員基準等の臨時的な取り扱いについて

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡通知については、**第1報～第9報**まで発出されています。各事業所において、しっかりと内容確認した上で、適切に取り扱ってください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

就労系サービスにおける共通的事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）です。

《令和3年度の報酬算定に係る実績の算出》

【就労移行支援】

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (I) 令和元年度及び令和2年度
- (II) 平成30年度及び令和元年度

【就労定着支援】

次のいずれかの期間の実績で評価

- (I) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- (II) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

【就労継続支援A型】

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (I) 平成30年度
- (II) 令和元年度
- (III) 令和2年度

※「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

【就労継続支援B型】※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (I) 平成30年度
- (II) 令和元年度
- (III) 令和2年度

(2) 令和3年4月以降の「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第4報)」の取扱いについて

「就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて」、「就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて」及び「就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」は、令和2年度限りの取扱いとし、従来の取扱いに戻ります。

※(「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第8報)」より抜粋)

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡通知)については、**第1報～第8報**まで発出されています。各事業所において、しっかりと内容確認した上で、適切に取り扱ってください。